

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、青少年育成施策を総合的・体系的に推進していくために、県の関係部局、各市町村、青少年団体等の関係機関・団体が連携・協働していく指針となるものです。

平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた計画とし、同法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。また、令和3年4月に発出された「第3次子供・若者育成支援推進大綱」に基づいて改定を進めました。

それぞれのライフステージを青少年の支援という視点から捉え直し、家庭教育支援、学校支援、地域支援、就業支援、情報通信環境の適切な利用啓発等、県民運動の推進等の取組を「(県民総がかりによる) 青少年が誰ひとり取り残されず、社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、支援の担い手やそのネットワーク強化の取組を社会全体で支える環境づくり」として見直しています。また、青少年がおかれた現状や実態については、グラフや表を配し、視覚的にわかりやすくしました。

2 計画の性格

この計画は、全ての青少年を対象として、計画的、総合的に進めていく青少年支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものです。併せて、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、県内の青少年が健やかに成長できるよう、育成支援に関係する全ての者が行う事業や計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域支援事業の実施等、支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものです。

また、この計画では、大人の誰もが青少年育成を自らのことと考え、次世代を育成する責任を果たすよう行動し、青少年自身も社会の一員として自分の考えや行動を地域づくり等に積極的に活かすことが重要と考え、すべての大人と青少年に対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的な行動を一層進めていくことをめざしています。

併せて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、誰ひとり取り残されない社会的養育体制の充実を始めとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に青少年支援を推進するための指針として、「しまね青少年プラン(スサノオプラン)」を策定します。

この計画は、「島根創生計画」を始め、「しまねっ子すくすくプラン」、「しまね教育魅力化ビジョン」、「島根県社会的養育推進計画」等、県の他計画との整合性を図りながら施策を推進するものです。

3 計画の期間

この計画は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする5カ年の計画です。

4 計画の対象となる青少年

この計画では、若者が精神的、社会的自立を遂げるまでの期間の長期化が指摘されていることから、ポスト青年期を含む乳幼児期から40歳未満までを青少年として施策の対象としています。

青少年 : 乳幼児期から青年期までの者。

子ども（子供） : 乳幼児、学童期及び思春期の者

若者 : 思春期、青年期の者。

施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね18歳までの者 ※子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。
青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者